

## 令和2年度 浜松市家庭児童相談室の相談統計 (児童相談・女性相談) について

### 1 浜松市家庭児童相談室とは

家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、厚生事務次官通知(発見第92号昭和39年4月22日「家庭児童相談室の設置運営について」)に基づき、福祉事務所に家庭児童相談室が設置されている。

家庭児童相談室は、児童虐待の防止等に関する法律第6条の子ども虐待に係る通告の受理機関であると共に、児童福祉法第25条の要保護児童通告の受理機関である。また、婦人保護事業における女性相談にも応じている。

### 2 児童相談種類別対応件数

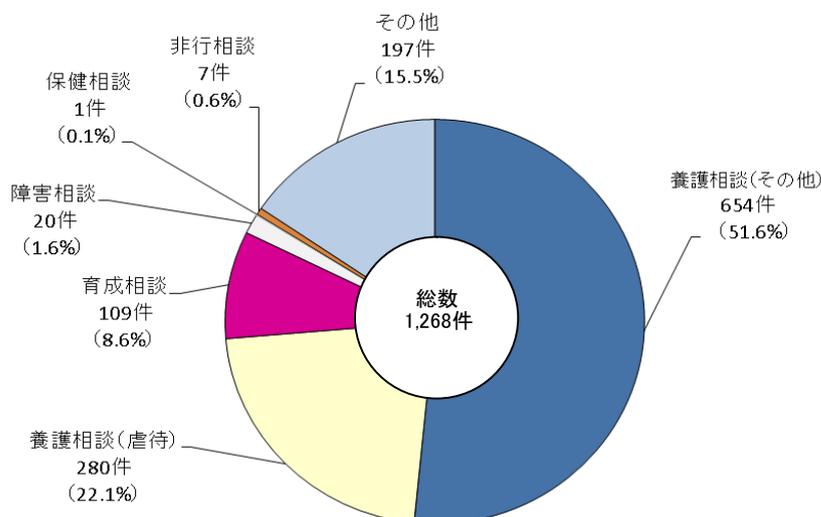
令和2年度の相談対応件数は1,268件で、令和元年度の1,432件と比べ、164件の減でした。また、種類別にみると、養護相談のその他(保護者の病気等による養育困難などの相談)の654件(51.6%)を除くと、養護相談の虐待が280件(22.1%)と最も多く、次いで育成相談109件(8.6%)でした。

【表1】

(単位:件)

	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その他 相談	計
	虐待	その他						
R2年度	280	654	1	20	7	109	197	1,268
R元年度	340	687	6	16	2	155	226	1,432
増減	△60	△33	△5	4	5	△46	△29	△164

【図1】



※構成比は合計が100%にならない場合があります。

### 3 児童虐待対応の状況

#### (1) 児童虐待対応件数の推移

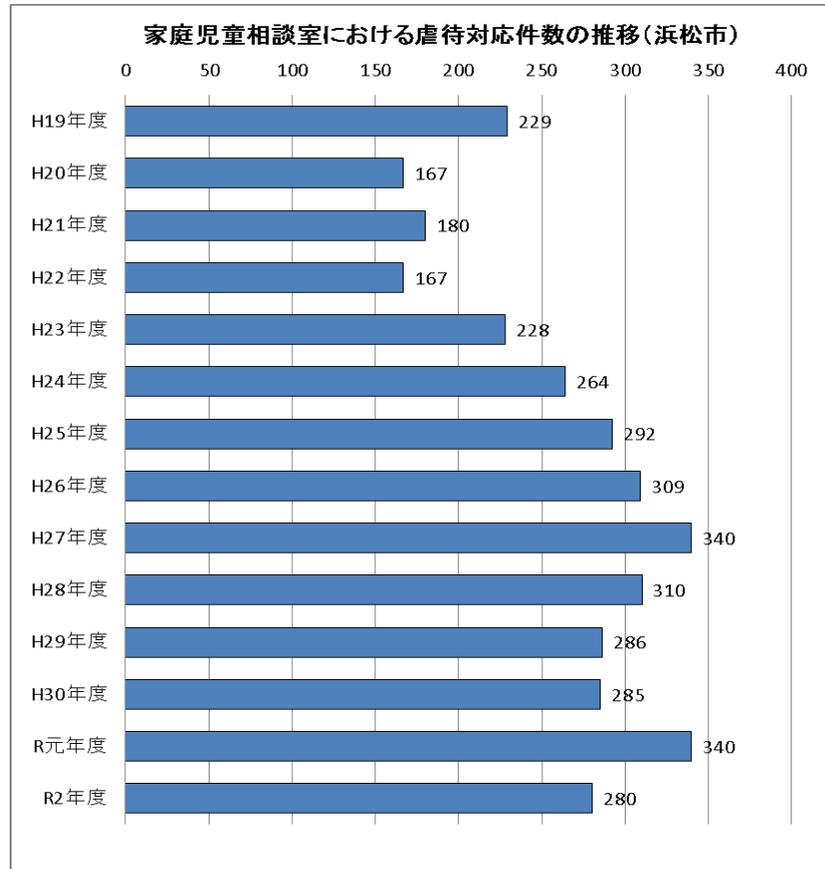
令和2年度の虐待対応件数は280件で、前年度に比べ60件の減でした。

【表2】

(単位:件)

	家庭児童相談室
H19年度	229
H20年度	167
H21年度	180
H22年度	167
H23年度	228
H24年度	264
H25年度	292
H26年度	309
H27年度	340
H28年度	310
H29年度	286
H30年度	285
R元年度	340
R2年度	280

【図2】



#### 【児童虐待対応の通告経路】

【表3】

(単位:件)

	児童相談所	福祉事務所	保健センター	保育所・認定こども園	医療機関	学校等	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	その他	計
R2年度	11	38	40	23	19	98	5	13	14	19	280
R元年度	12	57	54	20	17	111	6	18	18	27	340
増減	△1	△19	△14	3	2	△13	△1	△5	△4	△8	△60

## (2) 児童虐待対応の虐待種別

虐待対応の種別では、身体的虐待が 149 件(53.2%)と多く、次いで心理的虐待が 69 件(24.6%)、ネグレクトが 59 件(21.1%)、性的虐待が 3 件(1.1%)でした。

【表 4】 (単位:件)

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	計
R2年度	149 (53.2%)	69 (24.6%)	59 (21.1%)	3 (1.1%)	280 (100.0%)
R元年度	165 (48.5%)	83 (24.4%)	86 (25.3%)	6 (1.8%)	340 (100.0%)
増減	△16	△14	△27	△3	△60

## (3) 被虐待児の年齢別件数

被虐待児の年齢別状況は、小学生が 116 件(41.4%)、3歳から学齢前が 88 件(31.4%)、3歳未満が 55 件(19.7%)、中学生が 13 件(4.6%)の順でした。

【表 5】 (単位:件)

	0歳 ～ 3歳未満	3歳 ～ 学齢前	小学生	中学生	高校生他	計
R2年度	55 (19.7%)	88 (31.4%)	116 (41.4%)	13 (4.6%)	8 (2.9%)	280 (100.0%)
R元年度	63 (18.5%)	120 (35.3%)	123 (36.2%)	25 (7.4%)	9 (2.6%)	340 (100.0%)
増減	△8	△32	△7	△12	△1	△60

## (4) 主な虐待者

主な虐待者で一番多いのは、実母の 174 件(62.1%)、次いで実父の 78 件(27.9%)でした。

【表 6】 (単位:件)

	実母	実父	実母以外 の母親	実父以外 の父親	その他	計
R2年度	174 (62.1%)	78 (27.9%)	0 (0%)	20 (7.1%)	8 (2.9%)	280 (100.0%)
R元年度	221 (65.0%)	97 (28.5%)	0 (0%)	14 (4.1%)	8 (2.4%)	340 (100.0%)
増減	△47	△19	0	6	0	△60

### (5) 対応種別件数

最も多いのは継続指導の193件で全体の68.9%を占めており、次いで、短期で終わる指導の55件(19.7%)でした。

【表7】

(単位:件)

	短期で 終わる指導	家庭児童相 談室の継続 指導	他機関 あつせん	児童相談所 送致	計
R2年度	55 (19.7%)	193 (68.9%)	5 (1.8%)	27 (9.6%)	280 (100.0%)
R元年度	69 (20.3%)	236 (69.4%)	0 (0.0%)	35 (10.3%)	340 (100.0%)
増減	△14	△43	5	△8	△60

## 4 女性相談の状況

### (1) 女性相談件数の推移

令和2年度の女性相談件数は993件で、そのうちDV\*相談は383件でした。

\*「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)に基づく配偶者(離婚後及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者含む)からの暴力家庭児童相談室における女性相談件数の推移(浜松市)

【表8】

(単位:件)

	女性相談件数	
		(内訳)DV
H19年度	673	229
H20年度	749	250
H21年度	869	274
H22年度	1,030	348
H23年度	1,101	439
H24年度	1,136	426
H25年度	1,319	438
H26年度	1,181	447
H27年度	1,199	433
H28年度	1,129	426
H29年度	972	371
H30年度	1,026	397
R元年度	986	358
R2年度	993	383

【図3】家庭児童相談室における女性相談件数の推移(浜松市)  
年度

